

和牛改良・遺伝資源をめぐる情勢

令和7年4月

農林水産省
畜産局畜産振興課

目 次

1 和牛改良をめぐる情勢

○ 和牛を構成する品種について	3
○ 和牛の飼養動向	4
○ 和牛改良のあゆみ	5
○ 肉用牛の改良体制	6
(参考) 和牛の都道府県別種雄牛頭数	7
○ 家畜改良増殖法の概要	8
○ 新たな肉用牛改良増殖目標のポイント	9
(参考) 肉質形質の推移	10
(参考) 一価不飽和脂肪酸について	11
(参考) ゲノミック評価について	12
○ 黒毛和種の繁殖能力について	13
○ 近交係数の推移について	14
(参考) 遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保	15
○ 登録制度について	16

2 家畜遺伝資源の管理と保護

○ 家畜人工授精技術と規制について	18
○ 家畜人工授精用精液等の生産・流通・利用	19
(参考) 家畜人工授精所等の数	20
○ 和牛遺伝資源関連2法成立の背景及び概要	21
○ 特定家畜人工授精用精液等の指定	22
○ 家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律の概要	23
○ 契約の推進について	24
(参考) 和牛精液の契約による保護の状況	25
○ 和牛遺伝資源の適正な流通の確保に向けた取組への支援	26
○ 農林水産省ホームページについて	27

1 和牛改良をめぐる情勢

和牛を構成する品種について

- 和牛は4つの品種（黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種）から構成される肉専用種。
- 和牛遺伝資源は、改良機関や生産者などの努力の積み重ねによって生み出された我が国固有の知的財産。

【黒毛和種】



- 1918～20年に各県で登録が開始される。1948年に全国和牛登録協会が発足し、登録を一元的に実施。
- 被毛色は黒褐単色。和牛全体の95%以上を占め、肉質は特に脂肪交雑の面で優れる。

飼養頭数	主産県
1,773千頭	全国

【褐毛和種】



- 1948年から全国和牛登録協会に登録を実施。1952年に日本あか牛登録協会が発足し、熊本系褐毛和種の登録を実施。
- 被毛色は黄褐色から赤褐色。耐暑性に優れ、粗飼料利用性も高い。

飼養頭数	主産県
22千頭	熊本・北海道・高知

【日本短角種】



- 1957年から日本短角種登録協会に登録を実施。
- 被毛色は濃褐色。耐寒性に優れ、粗飼料利用性も高い。「夏山冬里方式（※）」で飼養されることがある。

飼養頭数	主産県
6千頭	岩手・北海道・青森

（※）夏期は親子で牧野等に放牧し、冬期は牛舎で飼養される方式

【無角和種】



- 1948年から全国和牛登録協会に登録を実施。
- 被毛色は黒色で黒毛和種より黒味が強い。粗飼料利用性が高い。

飼養頭数	主産県
220頭	山口

和牛の飼養動向

- 和牛の総飼養頭数は、令和 6 年まで増加傾向で推移。
- 黒毛和種が占める割合は、9 割以上（令和 6 年：98.4%）

○ 和牛の品種別飼養頭数の推移

（単位：千頭、%）

品種	H28年		H29年		H30年		H31年		R2年		R3年		R4年		R5年		R6年		R7年	
	頭数	シェア	頭数	シェア	頭数	シェア	頭数	シェア	頭数	シェア	頭数	シェア	頭数	シェア	頭数	シェア	頭数	シェア	頭数	シェア
黒毛和種	1,556	98.2%	1,575	98.2%	1,617	98.2%	1,640	98.2%	1,684	98.2%	1,709	98.3%	1,731	98.3%	1,757	98.3%	1,770	98.4%	1,733	98.4%
褐毛和種	20	1.3%	21	1.3%	22	1.3%	22	1.3%	23	1.3%	22	1.3%	23	1.3%	23	1.3%	23	1.3%	22	1.3%
日本短角種	7.5	0.5%	7.3	0.5%	7.6	0.5%	7.8	0.5%	7.5	0.4%	7.3	0.4%	6.9	0.4%	6.6	0.4%	6.2	0.3%	5.6	0.3%
無角和種	0.2	0.0%	0.2	0.0%	0.2	0.0%	0.2	0.0%	0.2	0.0%	0.2	0.0%	0.2	0.0%	0.2	0.0%	0.2	0.0%	0.2	0.0%
合 計	1,584	100%	1,603	100%	1,647	100%	1,671	100%	1,714	100%	1,739	100%	1,761	100%	1,786	100%	1,799	100%	1,761	100%

資料：「牛個体識別全国データベース」（独）家畜改良センター ※各年 1 月末時点

和牛改良のあゆみ

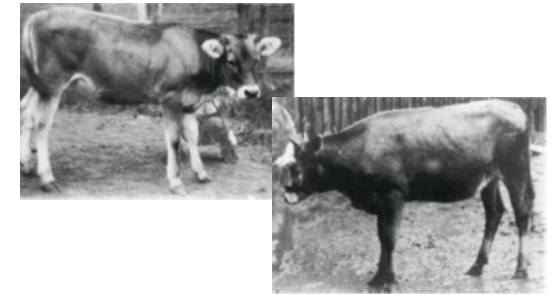
明治以前

- ・ 我が国在来の牛は、稲作文化の伝播とともに、大陸から入り、農耕用と堆肥作りのために各地で広く用いられました。
- ・ 江戸時代には、中国地方の「たたら製鉄」が盛んになる中、砂鉄や木炭を運搬するために足腰の強い牛が用いられるなど、用途に適した特徴のある牛が多く存在しました。



明治以降

- ・ 明治維新後、外国品種と在来牛との交配が推進され、シンメンタール、ブラウンスイス、デボン、ショートホーン、エアシャー等の品種が交配に用いられました。
- ・ これら雑種牛により、体重や乳量は増加したものの、雑多で鈍重、肉質も概して良くなかったため、明治45年以降、これらの雑種の長所を生かしつつ、短所を補うための改良が進められました。
- ・ これら雑種牛は「改良和牛」と言われ、大正以降は、各県が地方の実情に合わせて独自に目標を立て、改良することが奨励され、中国地方や九州地方では、本格的な改良が行われました。



大正～昭和40年代頃

- ・ 昭和初期の農村では、役肉用牛として、田畑を耕す労力、堆肥生産、農業残さの処理、生まれる子牛と使役後の牛の肥育による現金収入等、自給的農業における価値が評価され、有畜農業が奨励されました。
- ・ 役肉用牛の改良は、各県独自の目標の下で進められてきましたが、昭和12年から全国統一の登録事業が開始され、昭和23年に全国和牛登録協会が設立されました。
- ・ 昭和30年頃から国内の牛肉需要が増加し、また、農作業や輸送手段の機械化の進展に伴い、和牛は役肉用牛から肉用牛へと経済的性格が転換され、50年代までには肉用牛として位置づけが確立されました。



昭和50年代以降

- ・ 牛肉輸入自由化を受け、昭和63年には、牛枝肉取引規格がBMS（脂肪交雑）や歩留基準値などの具体的な物差しを取り入れた客観性を重視した基準に変わり、和牛と輸入牛肉との肉質差を意識した改良の推進が図られました。
- ・ 以降、育種価を活用した遺伝的能力評価の活用により、和牛改良は大きく進展し、黒毛和種を中心に十分な脂肪交雑を得るに至っています。今後は、脂肪交雑などの肉質改善だけではなく、牛肉生産の効率化や脂肪の質など新たな価値観に着目した和牛改良を行っていくことが必要となっています。



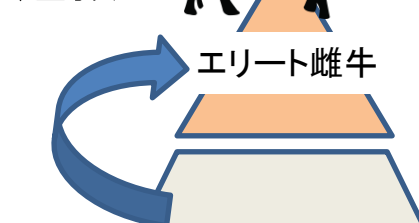
肉用牛の改良体制

- ・ 種雄牛は、各県毎に造成され、基本的に県内で選抜・利用。そのほか、民間事業者や、県域を越えて広域的に能力評価を行い、広域的に利用する種雄牛を選定する取組、家畜改良センター等が造成した候補種雄牛を精液供給団体が検定・選抜し、全国的に精液を供給する取組等が行われている。
- ・ 選抜され改良の基幹となる優良な雌牛と優良雄牛を計画的に交配させ、その産子を候補種雄牛として、後代検定により産肉能力を調査し、その結果から選抜していくという流れ。

①計画交配から妊娠・分娩
まで約1年

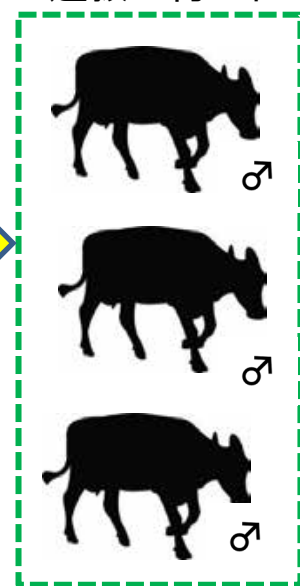


保留
選抜



一般雌牛
(繁殖農家等)

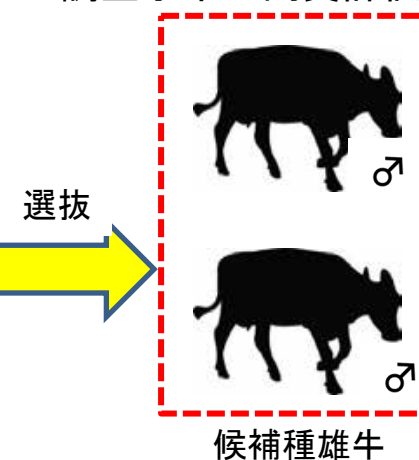
②直接検定による
選抜で約1年



候補種雄牛

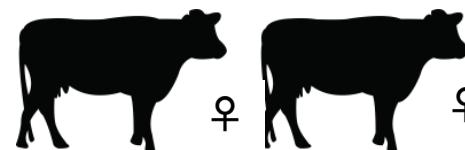
直接検定

③後代検定のため、調整交配で約1年、
調査子牛の肉質評価まで約3年



選抜

後代検定



調査子牛



肉質評価

種雄牛供用までに①～③を
経て、評価期間等を加えると、
約5～6年必要。



優良種雄牛

精液の供給

(参考) 和牛の都道府県別種雄牛頭数 (令和6年度)

- 黒毛和種の種雄牛は全国的に飼養され、頭数も1,072頭と、和牛4品種の中で最も多い。
- 褐毛和種は高知県及び熊本県で専ら飼養され、日本短角種は東北北部及び北海道で飼養されている等、飼養地域が限られている。(※無角和種は山口県に数頭存在)

(単位：頭)

都道府県	黒毛和種	褐毛和種	日本短角種	計	都道府県	黒毛和種	褐毛和種	日本短角種	計
北海道	157	5	11	173	兵庫県	40	－	－	40
青森県	38	－	3	41	鳥取県	45	－	－	45
岩手県	111	1	54	166	島根県	20	－	－	20
宮城県	33	5	－	38	岡山県	79	－	－	79
秋田県	20	1	3	24	広島県	11	－	－	11
山形県	15	－	－	15	山口県	13	－	－	13
福島県	22	－	－	22	徳島県	4	－	－	4
茨城県	10	－	－	10	高知県	－	21	－	21
栃木県	4	－	－	4	佐賀県	16	－	－	16
群馬県	9	－	－	9	長崎県	35	－	－	35
千葉県	2	－	－	2	熊本県	38	41	－	79
新潟県	3	－	－	3	大分県	42	－	－	42
長野県	5	－	－	5	宮崎県	56	－	－	56
岐阜県	35	－	－	35	鹿児島県	164	－	－	164
静岡県	1	－	－	1	沖縄県	26	－	－	26
三重県	18	－	－	18	総計	1,072	74	71	1,217

資料：種畜検査結果

家畜改良増殖法の概要

- 家畜の改良増殖を促進し、もって畜産の振興を図り、あわせて農業経営の改善に資することを目的として、昭和25年に成立。家畜改良増殖目標、種畜検査、家畜人工授精、家畜登録事業に関すること等を規定。

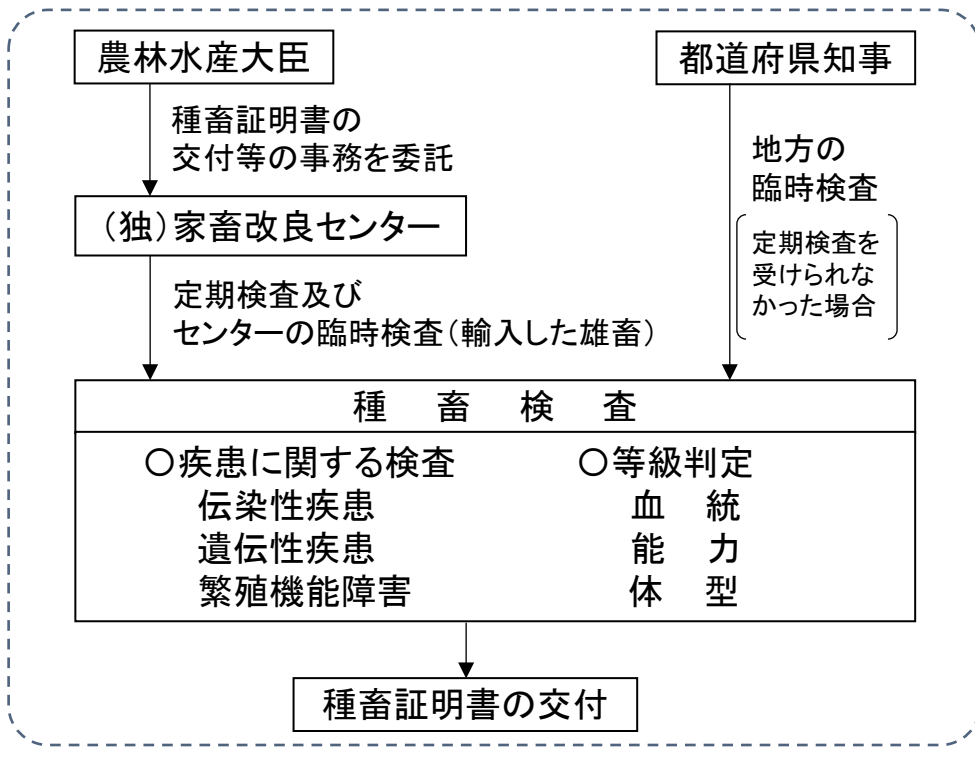
家畜改良増殖目標(第1章の2)

- ・ 家畜改良増殖目標の策定(概ね5年毎)。
- ・ 都道府県知事による都道府県計画の策定。

種畜検査(第2章)

- ・ 種畜検査に合格していない種畜の種付け等の制限。

<種畜検査制度の仕組み>



家畜人工授精等に関する規制(第3章)

- ・ 精液や受精卵の採取・処理等の実施者や実施場所を制限

<精液の生産・流通・利用の仕組み>

種畜証明書の交付を受けた
種畜から精液採取・処理
(検査、収容、封)

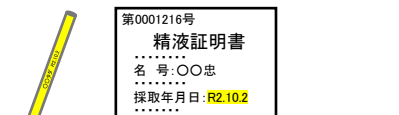
<実施者>

獣医師又は家畜人工授精師

<実施場所>

家畜人工授精所、県試験場等

↓



家畜人工授精用精液証明
書が添付されていないもの
は譲渡不可

- ・ 家畜人工授精所の開設者は、毎年、その運営状況を都道府県知事に報告。
- ・ 和牛等の精液及び受精卵を特定家畜人工授精用精液等に指定し、容器への種畜名等の表示とその譲渡等に関する記録の10年間の保存を義務化。

(※) 下線部は、令和2年改正により追加。

↓

人工授精(注入)

<実施者>

獣医師又は家畜人工授精師

- ・ 封がなく、証明書が添付されていないものや、家畜人工授精所、県試験場等において衛生的に保存されていないものは、譲渡、家畜への注入及び移植を禁止。

(※) 下線部は、令和2年改正により明文化。

家畜登録事業(第3章の2)

- ・ 農林水産大臣が登録規程を承認した団体が、家畜の血統、能力又は体型を審査して一定の基準に適合するものを登録。

新たな肉用牛の改良増殖目標のポイント（令和7年4月）

現状と課題

- 脂肪交雑を重視した和牛生産となっている中、消費者ニーズは多様化するとともに、和牛全体での近交系数が上昇し、遺伝的多様性の喪失が懸念されている。
- 飼料価格の高止まり等により生産コストが増加する一方、牛肉需要の減退により枝肉価格が低迷しており、より効率的な肉用牛生産が必要となっている。

対応の方向

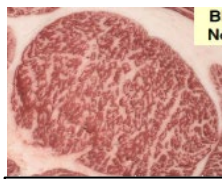
- ・ 多様な消費者ニーズに対応するため、オレイン酸等の食味の向上に重点を置いた改良や研究等を推進する。
- ・ 食味、繁殖性、飼料利用性等、新たな改良形質に着目した改良の推進により、遺伝的多様性を確保する。
- ・ 肥育形態の1つとして、適度な脂肪交雑で、生産コストの低減等が期待できる短期肥育・早期出荷を推進する。

食味の向上に重点を置いた種畜の選抜・利用

- ・ 脂肪の質を始めとする食味の向上に重点を置いた種雄牛及び繁殖雌牛の選抜・利用を推進する。
- ・ 牛肉の食味や脂肪交雑の形状に関する指標の研究を進め、改良の指標として取り入れるための評価手法を検討する。



粗ザシ, BMS 9,
粗脂肪 64.6%



小ザシ, BMS 9,
粗脂肪 35.3%

飼料利用性の指標化・実用化

- ・ 飼料利用性に関する指標化を検討する。
- ・ 蓄積されたデータを基に遺伝的能力評価に着手し、種畜の選抜手法の実用化を推進する。



肥育期間中の濃厚飼料・
粗飼料の摂取量を調査



採血、DNA抽出

データ蓄積



SNP解析【ゲノミック評価】

短期肥育・早期出荷の推進

- ・ 短期肥育・早期出荷の普及に向けた実証に取り組み、生産現場への定着を推進する。
- ・ 早期出荷牛肉に関するデータ収集・分析を行い、流通及び消費者サイドの認知度向上及び理解醸成を促進する。

生産～販売までの一体的な取組の推進



分娩間隔の短縮、性成熟を踏まえた初産月齢の適正化

- ・ 繁殖形質に関するデータ収集等を推進するとともに、繁殖能力に優れ、生涯生産性の高い種畜を選抜することによる分娩間隔の短縮や性成熟を踏まえた初産月齢の適正化を推進する。

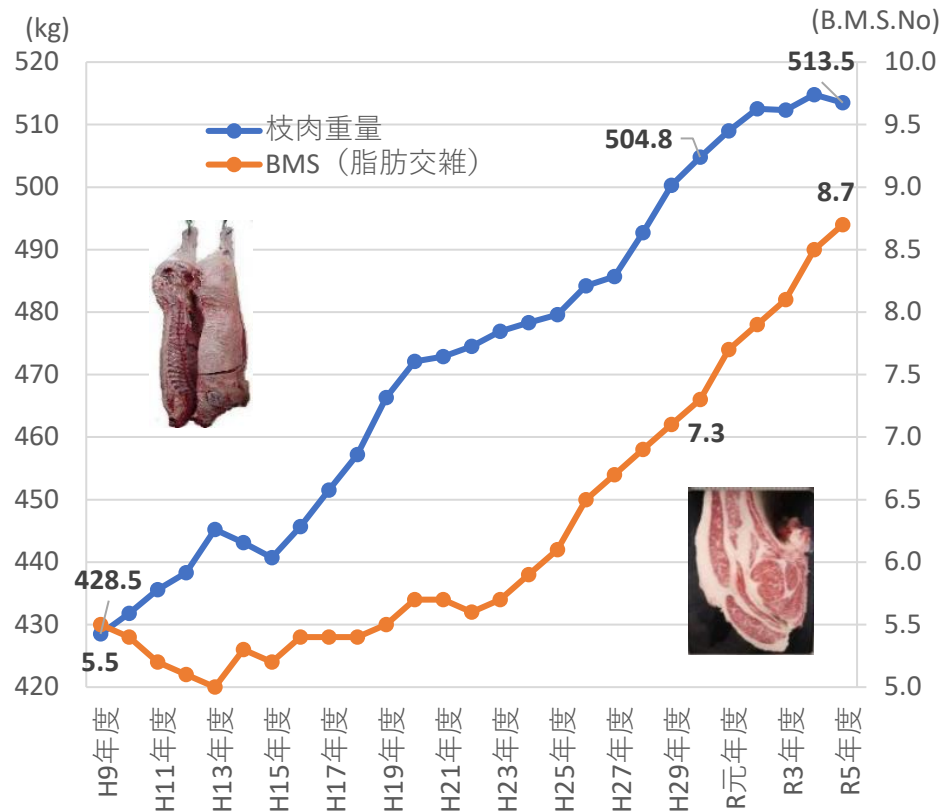
新たな形質に係るデータの収集と活用、遺伝的多様性の確保

- ・ 食味、飼料利用性、繁殖性などの新たな改良形質に着目したゲノミック評価や種雄牛造成などを推進するとともに、広域流通する種雄牛は遺伝的多様性に配慮する。

(参考) 肉質形質の推移

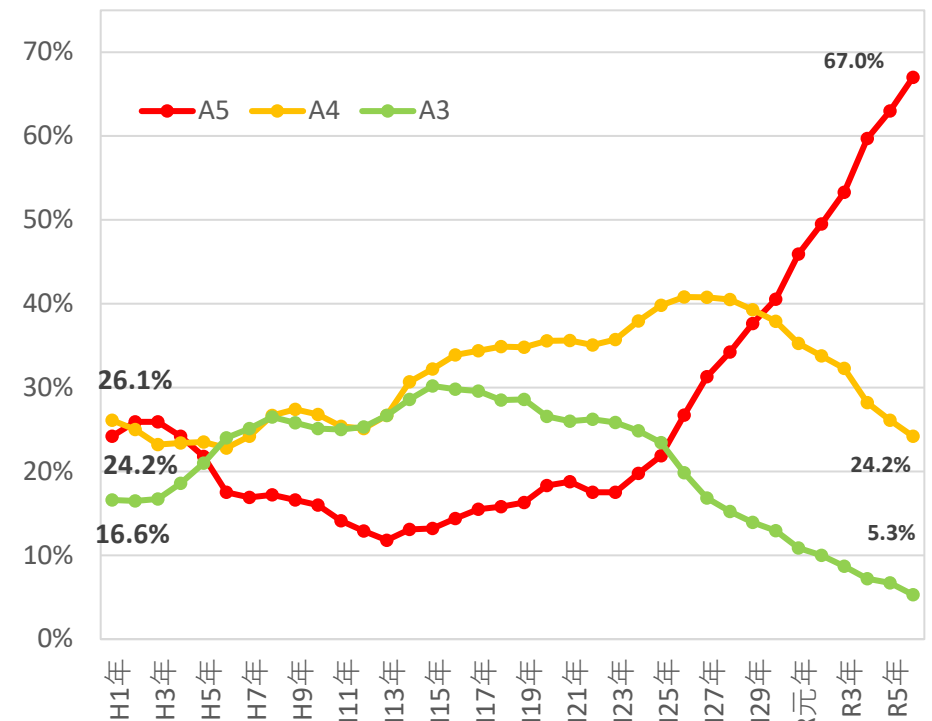
- これまでの家畜改良の結果、和牛の肉質形質（枝肉重量、脂肪交雑等）の能力は向上。
去勢では、直近の5年間で枝肉重量は16kg増加し、脂肪交雑は1.4ポイント上昇。
- 去勢の枝肉の格付割合は、A5の割合が、令和5年に全枝肉格付けの6割を超えており、A4及びA3割合が低下の傾向。上物率（A4以上）は約90%。

黒毛和種(去勢)の肉質形質の推移



資料：「枝肉成績とりまとめ」（独）家畜改良センター

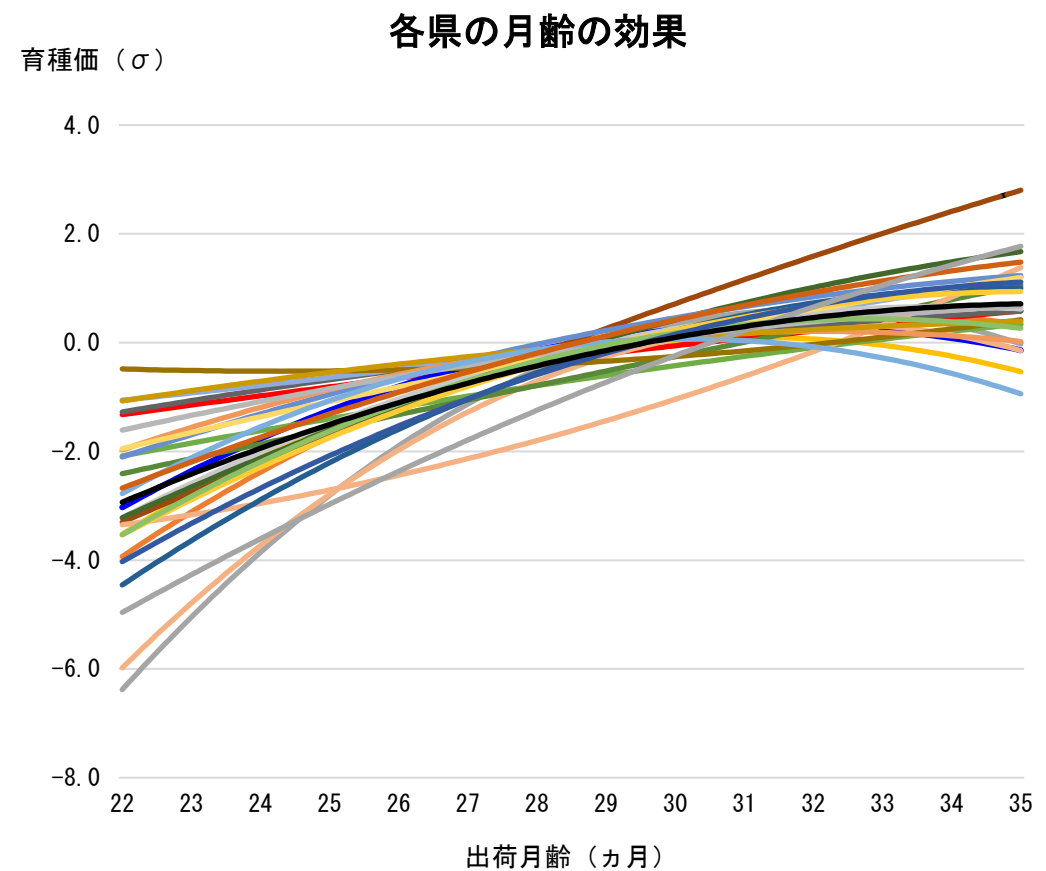
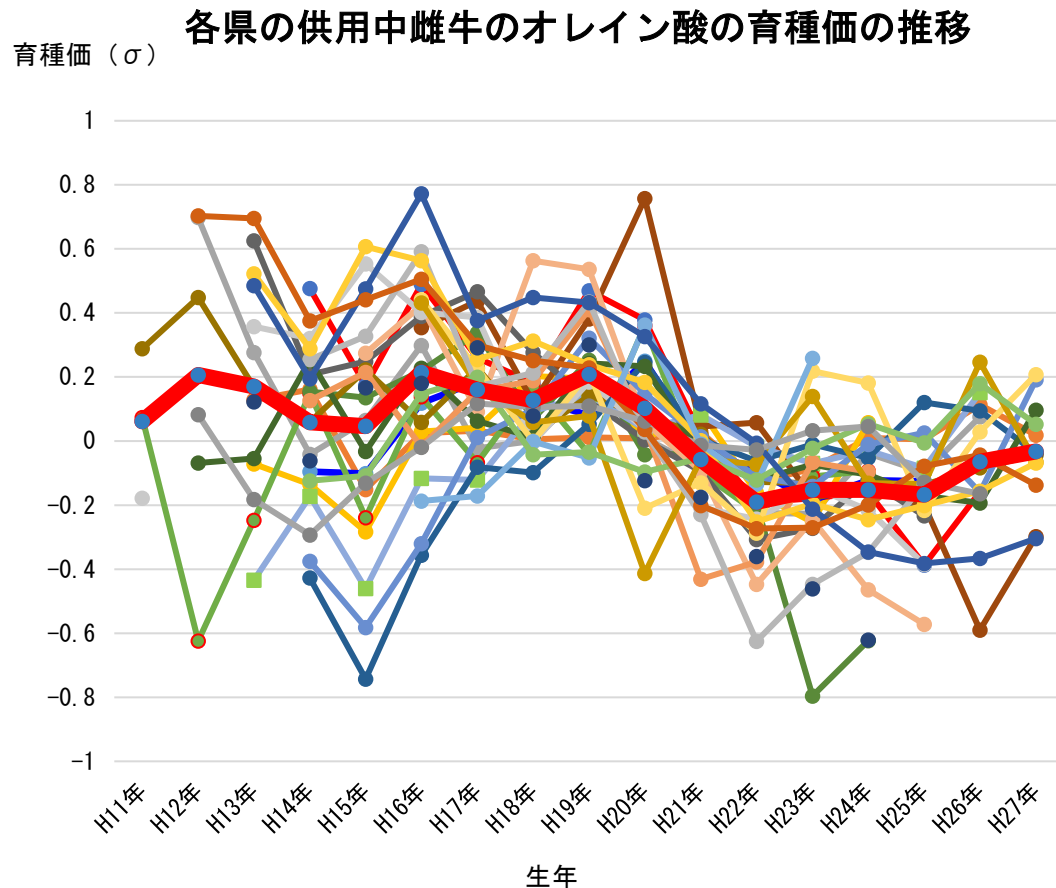
黒毛和種(去勢)の枝肉の格付割合の推移



資料：（公社）日本食肉格付協会調べ

(参考) 一価不飽和脂肪酸について

- 近年、黒毛和種において、食味に関連する一価不飽和脂肪酸（MUFA）の含有量に関する育種価や遺伝率、出荷月齢の効果に関する分析等が進展。
- このような中、MUFAの1つであるオレイン酸の含有量に関する黒毛和種の育種価を見ると、特に近年、全国的に低下傾向にある。
- 消費者の多様なニーズに対応する観点から、MUFA等の枝肉形質以外の新たな価値観に着目した形質の改良を推進し、併せて和牛の遺伝的多様性の確保に繋げていく必要。

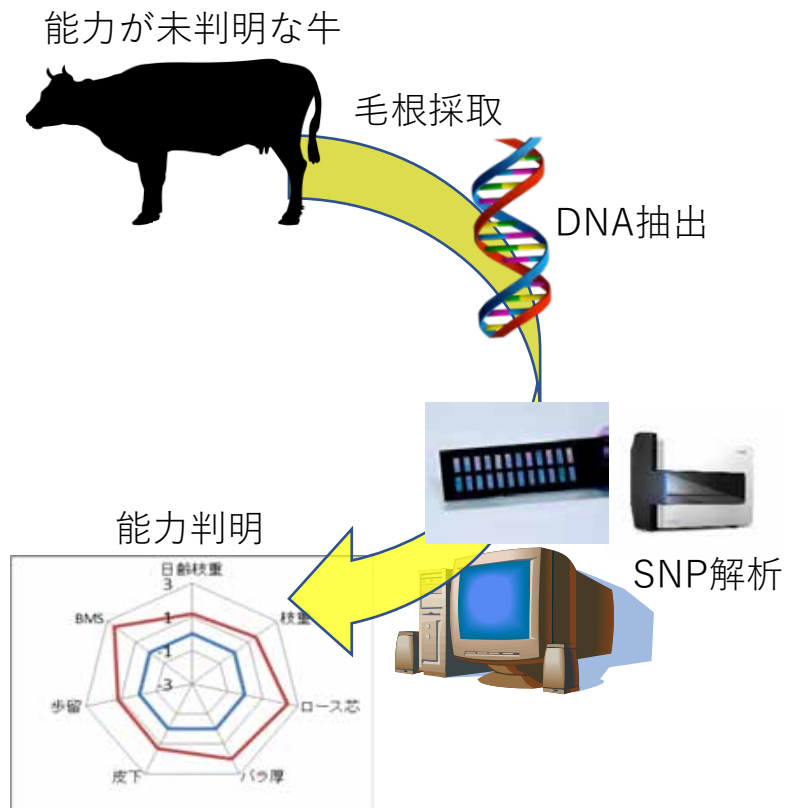


(参考) ゲノミック評価について

- ゲノミック評価とは、DNA上のわずかな差（SNP）を解析し、分析・評価を行う手法。
- 能力が未判明である牛のDNAからSNPを解析し、既に能力が判明している牛の蓄積されたSNPデータを元に分析・評価を行う。

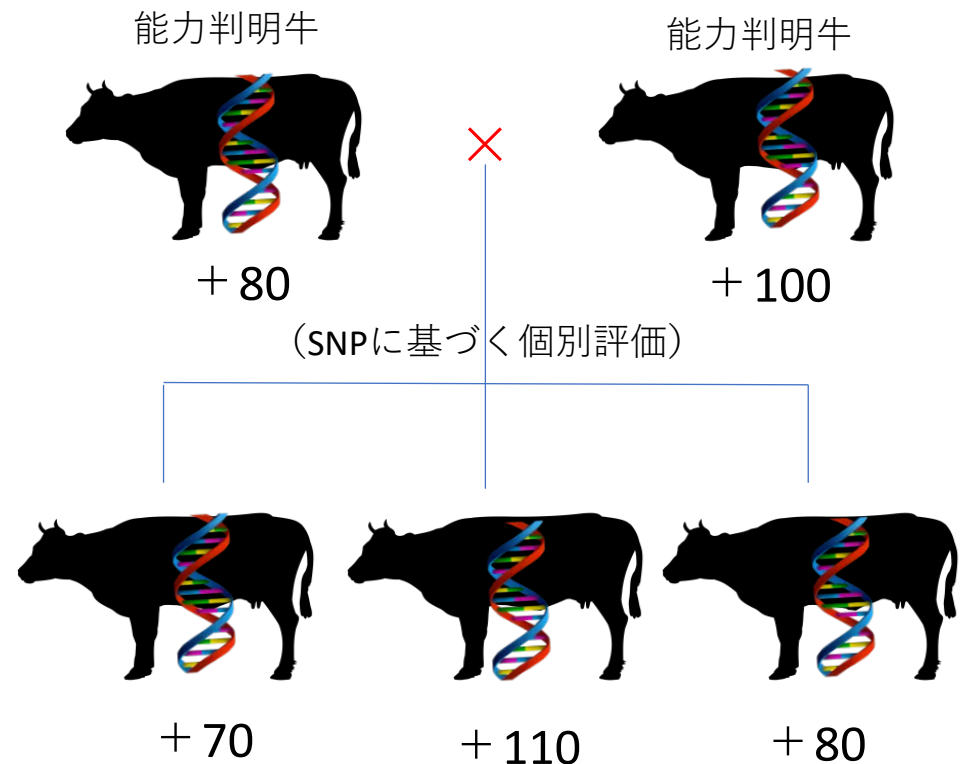
<ゲノミック評価のメリット①>

- ・ 従来の能力評価では、出生から能力の判明までにおおむね4～5年を要する。
- ・ ゲノミック評価では、子牛段階でも能力評価が可能となり、従来よりも早期に当該牛の選抜等を行うことが可能となる。



<ゲノミック評価のメリット②>

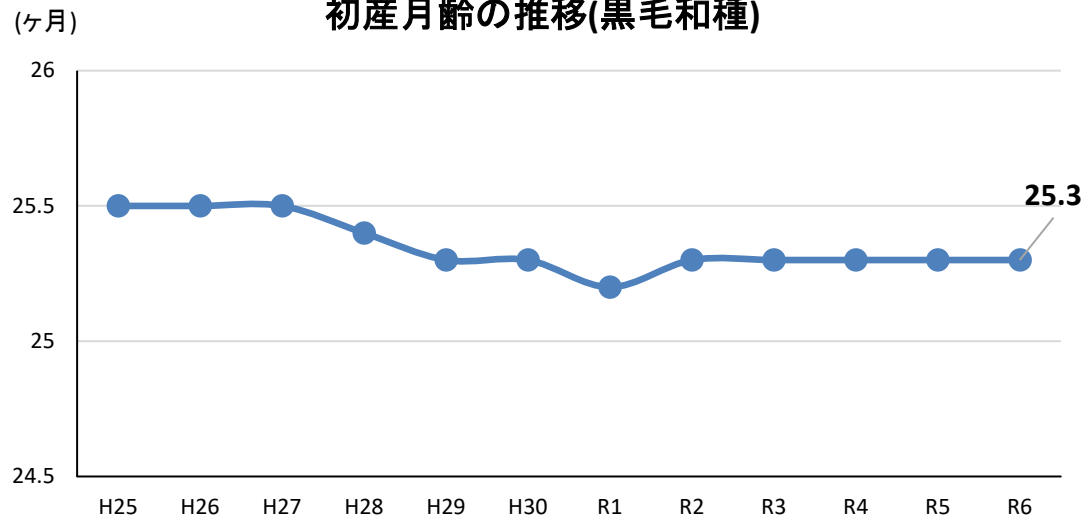
- ・ 従来の能力評価では、能力判明牛の産子については、能力が判明するまで期待値として、産子全てが両親の能力の平均値となる（期待育種価）が、実際には兄弟（姉妹）でも能力に差がある。
- ・ ゲノミック評価では、個体毎のSNPを元に評価されるため、兄弟（姉妹）の能力差についても判明可能。



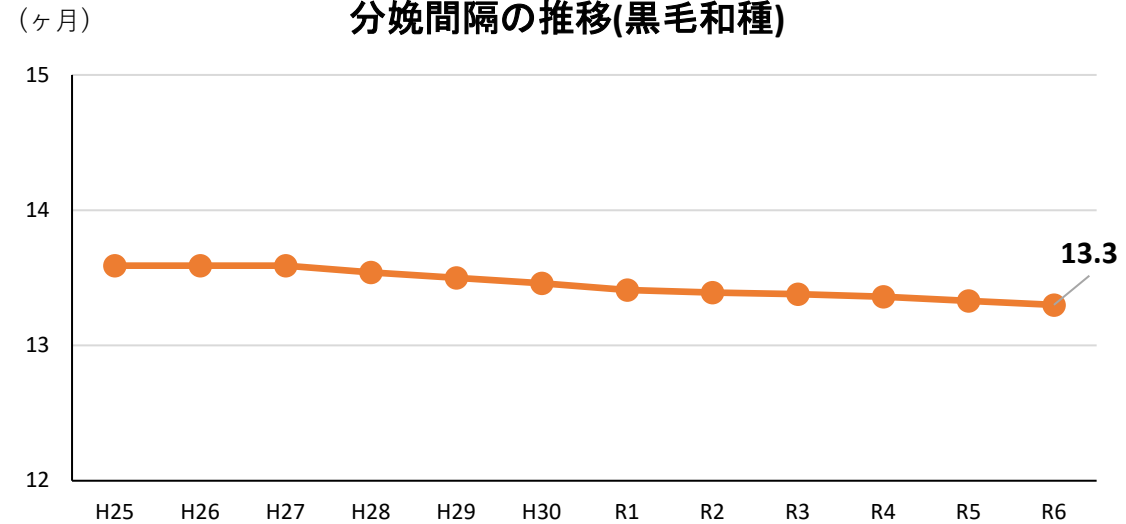
黒毛和種の繁殖能力について

- 肉用牛(黒毛和種)の初産分娩月齢は、直近5年は25.3ヶ月齢で概ね推移。
- 分娩間隔の短縮により生産性向上が図られるものの、近年はほぼ横ばい。最頻値は11.3ヶ月だが、分娩間隔の長い繁殖雌牛が多いため、平均値は13.5ヶ月。産次が増えるほど分娩間隔は長くなる傾向にあり、生産コスト低減のため、適切な時期に繁殖雌牛を更新することが重要。

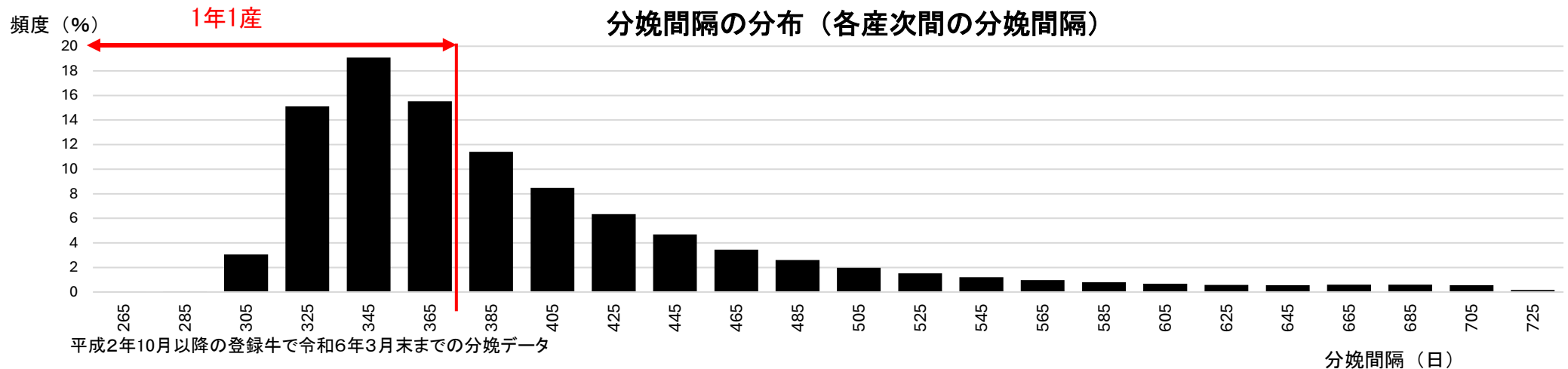
初産月齢の推移(黒毛和種)



分娩間隔の推移(黒毛和種)



分娩間隔の分布 (各産次間の分娩間隔)



近交係数の推移について

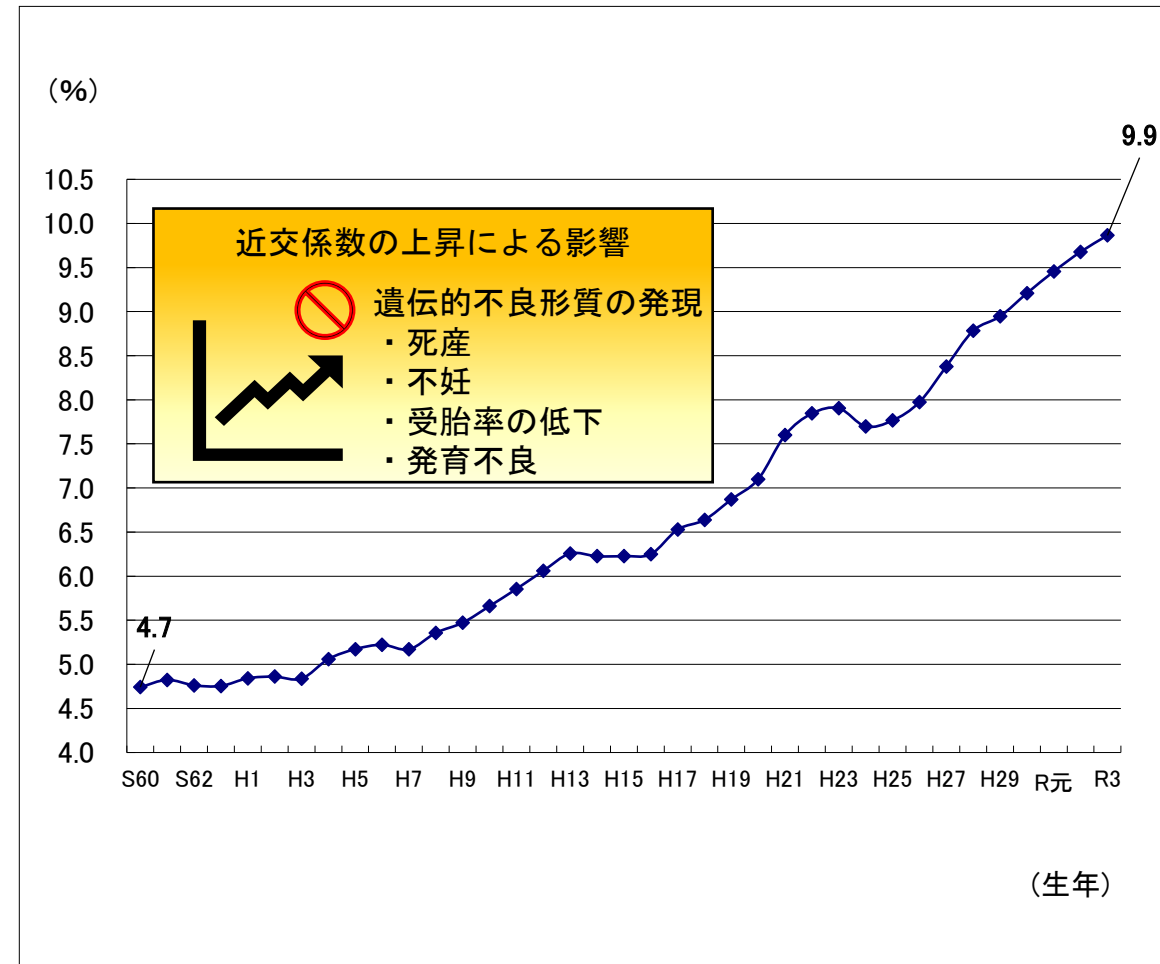
- 和牛改良の推進により、産肉能力や肉質向上が進んだものの、一方で、特定の種雄牛に利用が集中する傾向にあり、近交係数の上昇や遺伝的多様性が喪失されることが懸念される状況にある。
- 和牛は、我が国固有の遺伝資源であることから、海外からの遺伝資源の導入は不可能であるため、改良の推進と近交係数の上昇抑制の両立を図っていくことが必要。

種雄牛別子牛市場出荷頭数(令和5年度 上位30頭)



資料：畜産振興課調べ（都道府県の上位30頭を集計）

近交係数の推移



近交係数とは、近親交配(近交)の度合いを示す数値で、例えば、いとこ同士では6.25%となる。

(参考) 遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保（肉用牛経営安定対策補完事業）

- 農業者集団が、地域において「多様な系統群の確保による改良基盤の強化」に必要な繁殖雌牛を購入し、地域内の繁殖農家に貸し付ける場合に要する経費を補助。



【種雄牛の利用状況】

全国 順位	名 号	6 万円／頭	9 万円／頭
1	○△□	補助 対象 外	補 助 対 象 外
2	□×△		
...	...		
1 5	×○□	補 助 対 象	補 助 対 象
1 6	△○×		
1 7	□×○		
...	...	補 助 対 象	補 助 対 象
1 0 1	...		
1 0 2	○□×		
...	...		

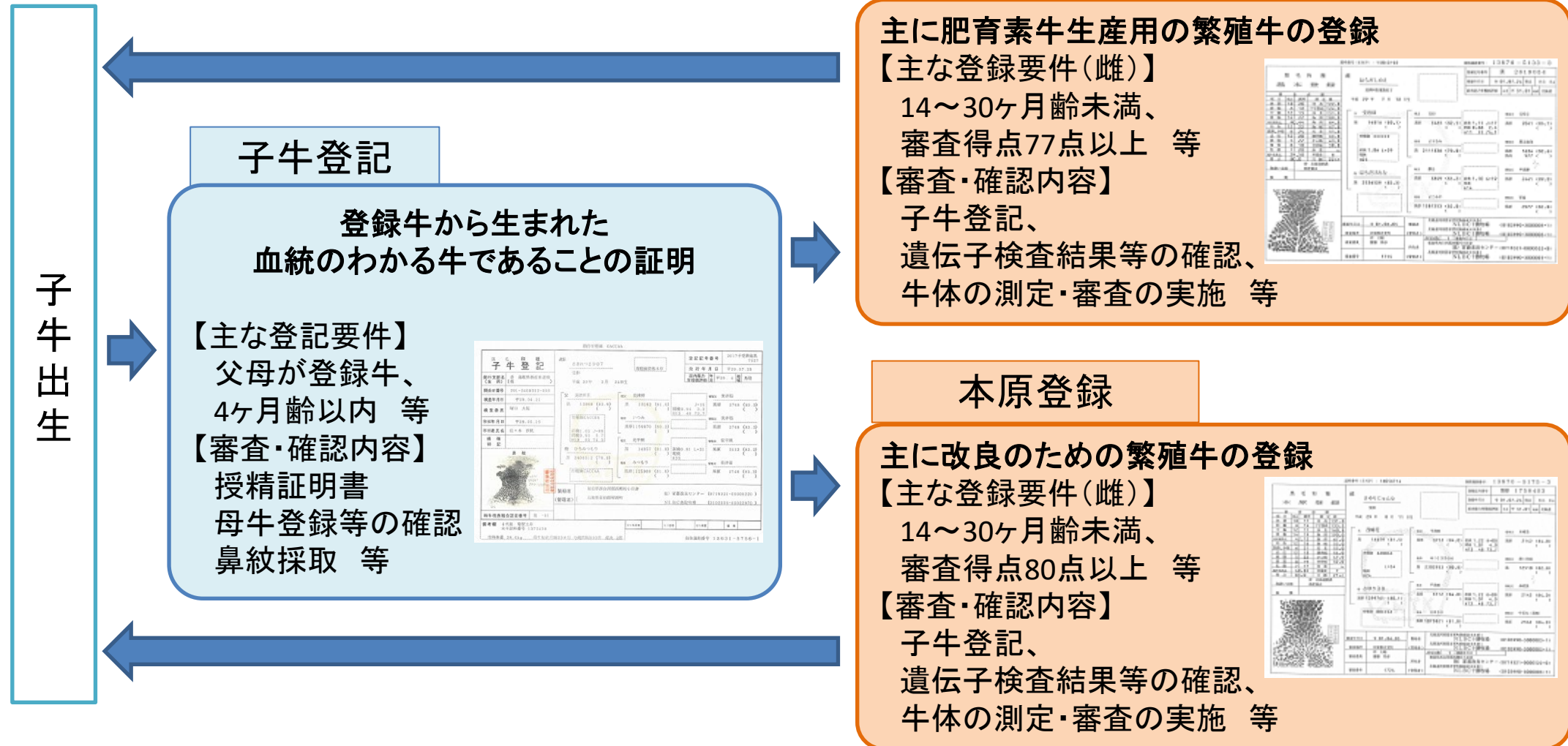
【補助内容】

- 1 利用上位以外の種雄牛由来の繁殖雌牛の導入支援
【奨励金額:6万円／頭】
全国の利用数が上位の種雄牛以外の種雄牛を父牛に持つ繁殖雌牛であること。
- 2 希少系統の種雄牛由来の繁殖雌牛の導入支援
【奨励金額:9万円／頭】
より希少性の高い種雄牛を父牛に持つ繁殖雌牛であること。

登録制度について

- 家畜登録制度に基づく和牛の登記・登録は、登録牛の産子のみが当該品種として登記・登録される仕組み（閉鎖系登録）とされており、その牛が、和牛であることを証明するものであることから、各品種の登録団体により、厳密に管理されている。

＜黒毛和種（（公社）全国和牛登録協会）の例＞



さらに、繁殖成績や産子成績が判明し、血統・体型・育種価等の資格条件を満たした牛に与えられる最高の登録として、「高等登録」がある。

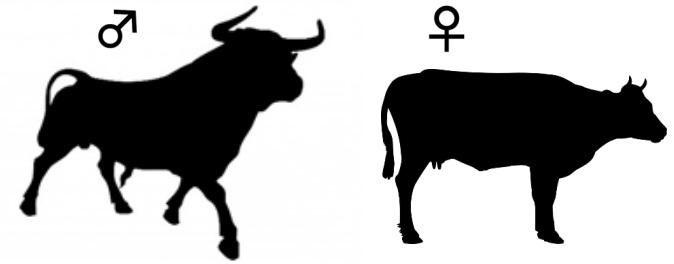
2 家畜遺伝資源の管理と保護

家畜人工授精技術と規制について

- 凍結精液等の利用技術の普及により、黒毛和種のほとんどが家畜人工授精又は家畜受精卵移植により生産されている。
- このため、家畜人工授精等の的確な実施を確保し、家畜の改良増殖を効率的かつ効果的に推進するため、家畜改良増殖法により、家畜人工授精等の実施者、実施場所、流通等を規制。

自然交配（まき牛の利用）

- ・ 放牧地等で、数十頭規模の雌牛の群に1頭の種雄牛（まき牛）を混放する。
- ・ まき牛は、地域的な利用に限られるため、家畜人工授精に比べ1頭当たりの交配頭数は少ない。



家畜人工授精（凍結精液の利用）

- ・ 種雄牛から精液を採取し、凍結精液を生産。多いものでは、年間10万本以上の凍結精液が生産される。
- ・ 凍結精液は、広域に流通するため、種雄牛の遺伝形質などの影響は多頭数の雌牛とその産子に及ぶ。



採精（精液の採取）



検査・処理、ストロー充填



凍結処理（保存）



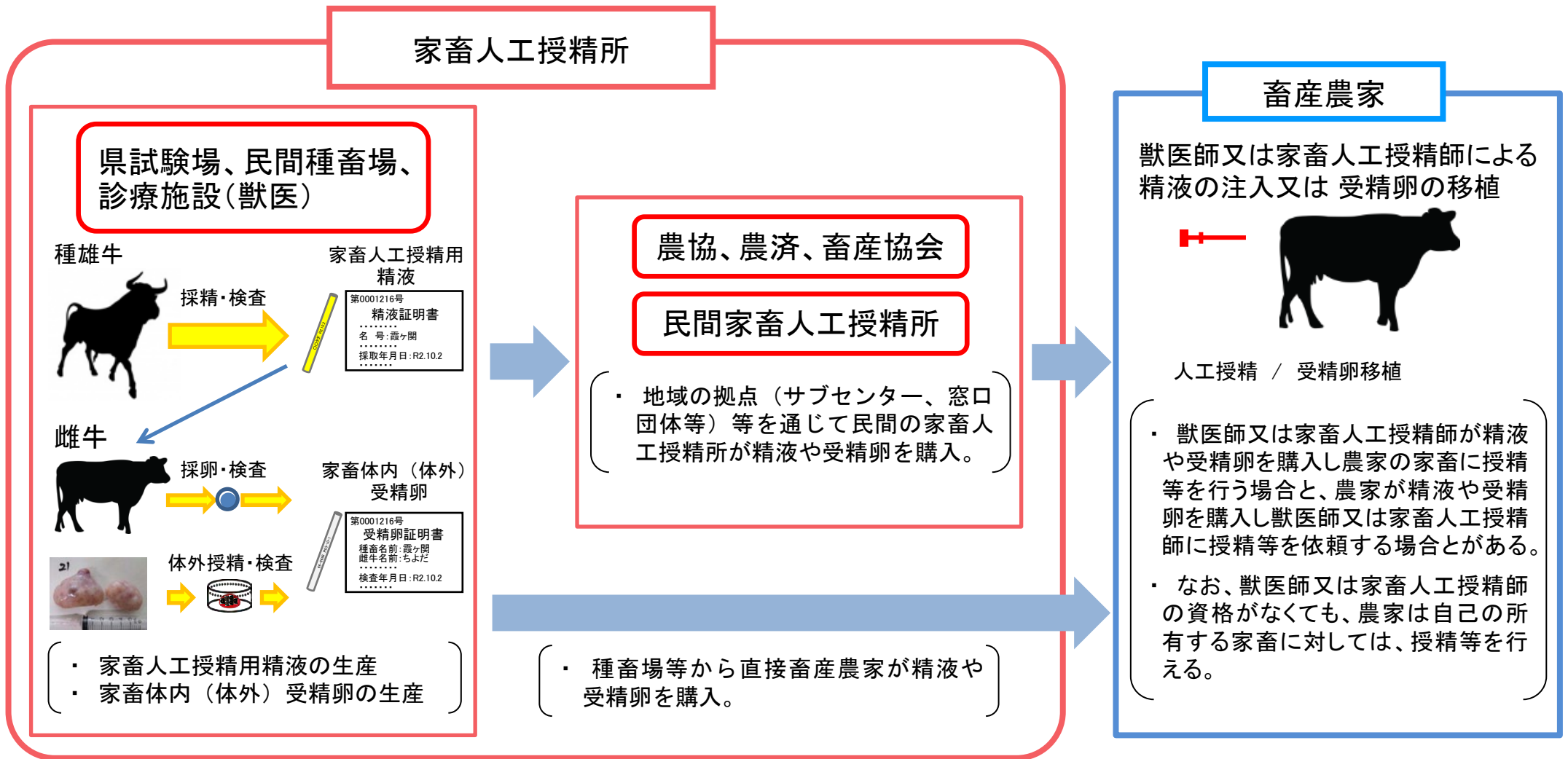
流通



（融解→）注入

家畜人工授精用精液等の生産・流通・利用

- 県の試験場や民間種畜場等（家畜人工授精所）で飼養されている種雄牛から採取された精液から、凍結精液が生産される。
- 凍結精液は、家畜人工授精所から直接又は他の家畜人工授精所を介して流通し、畜産農家で飼養されている雌牛に獣医師又は家畜人工授精師によって注入される。受精卵についても、家畜人工授精所で生産され、精液と同様に流通し、畜産農家で飼養されている雌牛に、獣医師又は家畜人工授精師によって移植される。



(参考) 家畜人工授精所等の数 (令和5年次)

(単位：施設数)

No	都道府県名	家畜人工授精所数	うち牛	No	都道府県名	家畜人工授精所数	うち牛	No	都道府県名	家畜人工授精所数	うち牛
1	北海道	552	540	22	静岡県	31	27	33	岡山県	98	96
2	青森県	136	135	15	新潟県	37	34	34	広島県	82	82
3	岩手県	190	178	16	富山県	17	15	35	山口県	89	87
4	宮城県	331	326	17	石川県	14	14	36	徳島県	51	51
5	秋田県	116	114	18	福井県	8	8	37	香川県	23	23
6	山形県	79	78	21	岐阜県	69	68	38	愛媛県	37	37
7	福島県	120	119	23	愛知県	36	35	39	高知県	27	27
8	茨城県	76	75	24	三重県	20	20	40	福岡県	32	32
9	栃木県	173	168	25	滋賀県	16	15	41	佐賀県	64	62
10	群馬県	80	77	26	京都府	10	9	42	長崎県	258	257
11	埼玉県	38	36	27	大阪府	4	4	43	熊本県	278	276
12	千葉県	54	49	28	兵庫県	55	53	44	大分県	189	187
13	東京都	16	14	29	奈良県	7	7	45	宮崎県	366	359
14	神奈川県	30	29	30	和歌山県	8	8	46	鹿児島県	841	838
19	山梨県	13	12	31	鳥取県	148	146	47	沖縄県	232	230
20	長野県	73	71	32	島根県	127	126	-	総計	5,351	5,254

資料：家畜改良増殖法に基づく運営状況の報告（令和5年次）より集計（令和7年3月時点）

和牛遺伝資源関連 2 法成立の背景及び概要

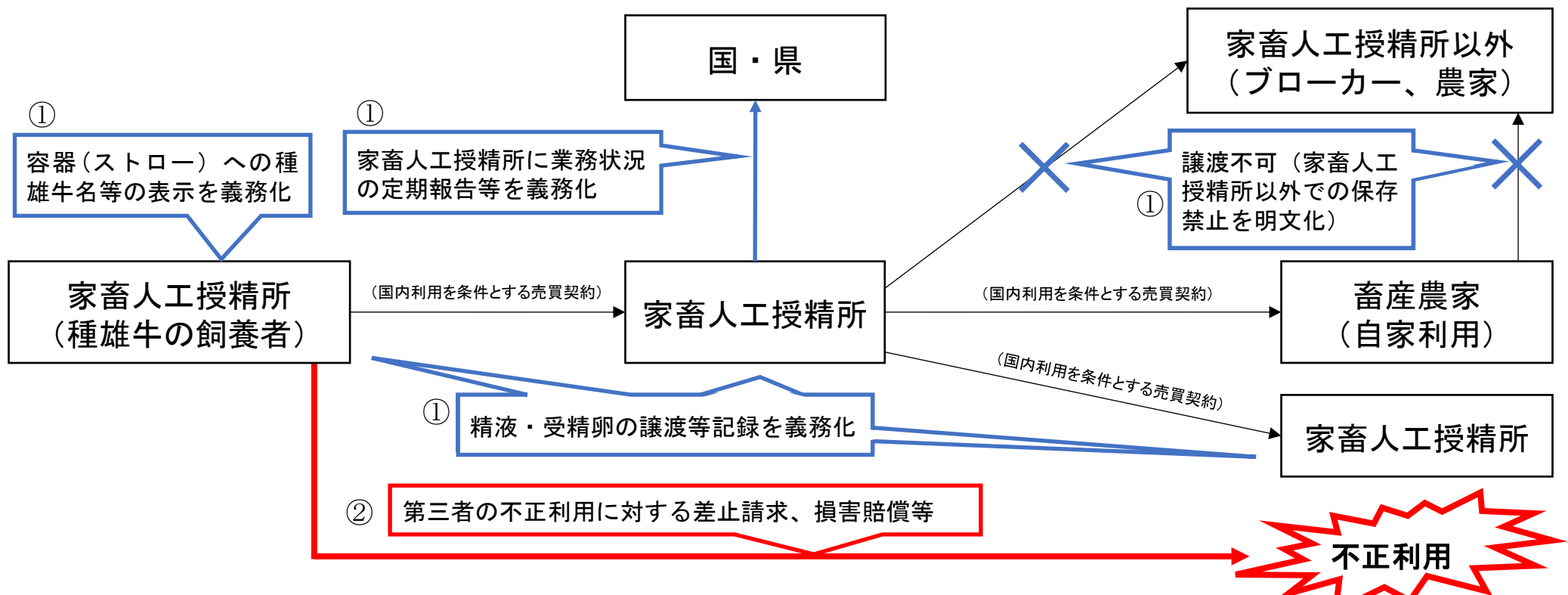
○ 和牛遺伝資源の適正な流通管理及び知的財産としての価値の保護強化に向けて、以下の 2 法が令和 2 年 4 月 17 日に成立し、令和 2 年 10 月 1 日に施行。

① 家畜改良増殖法の一部を改正する法律

精液・受精卵の流通規制の強化

② 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律

契約の当事者ではない第三者の不正利用にも対抗できる新たな仕組みの創設（差止・損害賠償請求、刑事罰）



注) 青色は、①家畜改良増殖法の改正内容
赤色は、②家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律の措置内容

詐欺等による悪質な不正行為に対しては、刑事罰を措置
個人：10年以下の懲役、1千万円以下の罰金（併科可）
法人：3億円以下の罰金

特定家畜人工授精用精液等の指定

- 家畜として高い経済的価値を有するなどの理由から、特に適正な流通を確保する必要がある家畜の精液等について、特定家畜人工授精用精液等として指定。
- 特定家畜人工授精用精液等の指定範囲は、黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種及びこれらの品種間での交雑種の家畜人工授精用精液又は家畜受精卵を指定。
- 特定家畜人工授精用精液等については、取り扱う家畜人工授精師等に対し、以下が義務化されるとともに、農林水産大臣は、家畜人工授精所・生産者に対する報告徴収及び規制違反に対する是正命令が可能。
 - ① 封入する容器（ストロー）への種畜の名称等の表示。
 - ② 譲渡等（在庫管理）を記録する帳簿の作成・保存。

【特定家畜人工授精用精液等の指定】

次の①から⑥の家畜人工授精用精液及び家畜受精卵



①黒毛和種



②褐毛和種



③日本短角種



④無角和種

⑤ ①から④までの品種間の交雑種

⑥ ①から⑤までの品種と⑤との交雑種

家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律の概要

- 家畜遺伝資源^(※)である和牛の精液・受精卵について、不正な取得等を防止し、生産事業者の利益を保護する制度を創設。（令和2年10月施行）

（※）家畜改良増殖法で指定された特定家畜人工授精用精液等で、**契約その他により使用者・使用目的に関する制限を明示したもの。**

1 不正競争の定義

- ✓ 家畜遺伝資源である和牛の精液・受精卵について、以下の不正取得等の行為を不正競争行為として定義
 - ① 詐欺・窃盗により取得、譲渡等することや、他人から預かったものを不正に取得、使用、譲渡等すること
 - ② 契約に違反して使用、譲渡等すること
 - ③ ①、②により生産された子牛や受精卵を使用、譲渡等すること
 - ④ ③により生産された子牛（孫牛）や精液・受精卵を譲渡等すること
 - ⑤ ①～④の不正な経緯を知って、又は重大な過失により知らずに、転売を受けること

2 不正競争による損害への救済措置

- ✓ 家畜遺伝資源に係る不正競争行為に関して、契約の当事者ではない第三者に対しても、差止請求、損害賠償請求が可能
- ✓ 損害賠償請求における損害額の推定方法、裁判所による信用回復命令について措置

3 罰則の導入

- ✓ 悪質性の高い不正行為（窃取等による取得等）については、重い罰則を適用
 - 個人 10年以下の懲役、1千万円以下の罰金（併科あり）
 - 法人 3億円以下の罰金

契約の推進について

- 和牛の精液・受精卵について、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律に基づき、知的財産としての価値の保護を受けるため、契約等により使用可能な範囲や目的を明示する取組を普及。

契約の締結による使用の範囲・目的等の明示

(例) 家畜人工授精用精液等譲渡契約約款

第〇条 国外利用及び目的外利用の禁止

譲受者は、当該精液等を、日本国外で利用してはならない。

第〇条 第三者への譲渡

譲受者は、当該精液等を第三者に譲り渡す場合には、本約款と同様の内容を当該第三者に義務づけなければならない。

(別添)

家畜人工授精用精液等譲渡契約約款への合意宣言書

年 月 日

〇〇から譲渡された家畜人工授精用精液等の利用等については、〇〇家畜人工授精用精液等譲渡契約約款の各規定を遵守することに同意する。

署 名 〇〇 〇〇

住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇

- ・ 契約約款の他、定型約款(不特定多数と効率的に契約を結ぶ方法)も。
- ・ この場合、ホームページに掲載するなどにより、定型約款の制限内容を明示する必要。

盗難等の被害にも備えるための取組

○ ホームページへの掲載

- ・ 自社のホームページに、精液等を使用する者の範囲や使用の目的等も契約内容を示すことも有効。



○ 家畜人工授精用精液証明書への記載

第〇〇〇号(番号又は記号)

家畜人工授精用精液証明書

種畜証明書番号	123456789	種畜の等級	△級
名前	〇〇〇		
家畜登録機関名及び登録番号	全国和牛登録協会 黒原XXXX		
種類及び品種	肉用牛 黒毛和種		
精液採取年月日	R2.10.1		
種畜飼養者の氏名又は名称及び住所	〇県△市◇町XX 〇〇〇〇	印	
獣医師(家畜人工授精師)の登録番号(免許番号)及び住所、氏名	第XXXXX号 〇県△市◇町XX 〇〇〇〇	印	

※ 本証明書が添付されている家畜人工授精用精液は、
〇〇以外の目的での譲渡・利用は禁止する。

- ・ 利用制限の概要がわかるよう、証明書に記載することも可能。
(家畜受精卵証明書も同様)

○ ストローへの記載

精液	(R)	雄畜の名前 ノウリントロウ	採取年月日 2020. 10. 01
受精卵	(R)	家畜人工授精所管理番号 123456	受精卵証明書番号 2345-6789

- ・ ストローに「(R)」と表示し、利用制限があることを示すことも有効。

(参考) 和牛精液の契約による保護の状況

- 契約による保護の取組の結果、和牛の家畜人工授精用精液について、以下の生産事業者において、譲渡契約の締結による保護の取り組みが実施されている。
- 契約等により示された使用可能な範囲・目的を守って使用・譲渡をすることが必要。

和牛精液の契約による保護の状況

区分	生産事業者
都道府県	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、長野県、岐阜県、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、高知県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 (計23県)
民間事業者	【岩手、群馬、岡山】 (一社)家畜改良改良事業団 【北海道】(一社)ジェネティクス北海道、 (株)十勝家畜人工授精所 【青森】(有)小比類巻家畜診療サービス 【三重】AGジャパン(株) 【島根】(有)かつべ種畜牧場 【佐賀】佐賀県農業協同組合 【鹿児島】(株)牛の上別府、(有)上別府種畜場、久留須和牛人工授精所、(株)郷原種畜牧場、 (株)古城種畜場、(有)坂元種畜場、(有)徳重義種畜場、(有)徳重和牛人工授精所、 (株)萩原人工授精所、羽子田家畜人工授精所、(有)馬場種畜牧場 など

県内利用に限定する契約の締結例

都道府県	品種	開始年月日	備考
宮城県	黒毛和種	R2. 11. 25	全ての県有牛。
岐阜県	黒毛和種	H6. 12. 20	全ての県有牛。
兵庫県	黒毛和種	R2. 4. 1	全ての県有牛。
鳥取県	黒毛和種	H27. 3	一部は鳥取県と契約締結の上、県外へ譲渡。
山口県	黒毛和種	R2. 4. 9	一部は(一社)家畜改良事業団を通じて県外へ譲渡。
高知県	褐毛和種	H18. 7. 11	一部は(一社)家畜改良事業団を通じて条件付きで県外へ譲渡。
長崎県	黒毛和種	H23. 4. 1	一部は(一社)家畜改良事業団を通じて県外へ譲渡。
宮崎県	黒毛和種	H24. 4. 2	全ての県有牛。
鹿児島県	黒毛和種	H4. 1. 1	全ての県有牛。

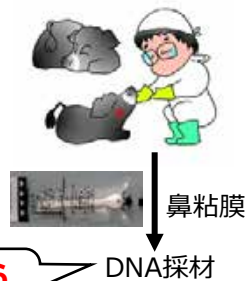
- ・ 上記県有牛についても「広域後代検定」等で県外に流通している場合があります。
- ・ 上記以外の生産事業者(県を含む)は、利用範囲を国内に限定しています。
- ・ 各生産事業者により、別途、利用目的等に関する制限が規定されています。

和牛遺伝資源の適正な流通の確保に向けた取組への支援

令和7年度予算

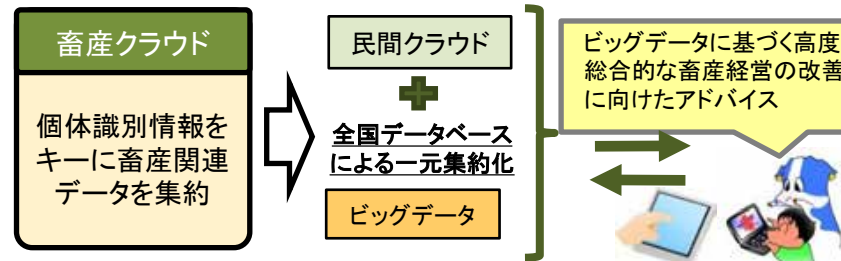
○ 畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち、和牛の信頼確保対策

我が国の貴重な知的財産である和牛の血統に関する信頼を確保するため、遺伝子型の検査によるモニタリング調査を推進する取組を支援します。



○ 畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち、畜産情報活用強化対策

畜産関係団体やITベンダー等が連携し、牛の個体識別番号と当該牛に関連する生産情報等を併せて集約し、活用する体制を整備する取組等を支援します（本事業の中で、和牛遺伝資源の適正な流通管理を図るための改正家畜改良増殖法に基づく報告等を集約する全国システム（精液等情報システム）を構築。）。



A L I C 予算

○ 肉用牛経営安定対策補完事業

家畜人工授精師等に対し、関連法令や和牛遺伝資源の保護等に関する知識を習得するための研修会等を開催する取組を支援します。



家畜人工授精用精液等の不正流通の防止

◆ 牛の飼養者向け資料

牛の飼養者の皆様へ

**不正な精液や受精卵は、
買わない! 売らない! 使わない!**
(法令を遵守し、トラブルを防ぎましょう)

正しい証明書が添付されていない精液を譲渡・使用することは不正な行為です。
不正な行為によって生産された受精卵を譲渡・使用することはできません。
使用済みの精液や受精卵の証明書・ストローを他人に譲渡することはできません。

これらの事項に抵触する場合は、**畜畜改良増殖法違反**に関わる可能性があります。
詳しい注意点はこちら(裏面)

ご不明な点や不正流通に関する情報等がありましたら、お住まいの都道府県又は地方農政局等に連絡してください。

都道府県	都道府県庁	連絡先
〇〇県	〇〇都〇〇課	000-000-0000 (内線)
〇〇農政局	生産部畜産課	000-000-0000 (直通)

農林水産省

**精液や受精卵を譲渡・使用する際は
以下に注意して下さい!**

① 精液に正しい証明書が添付されていますか?
正しい証明書が添付されていない場合は、有償・無償を問わず譲渡や使用ができません。

② 既に使用された箇所はありませんか?
・ 授精証明書から削がれた箇所(破れ、剥離の跡)がある
・ 「譲渡・譲受の欄」等が修正で塗りつぶされている
・ 偽造(コピー等)された形跡はありませんか?
・ 他の証明書と紙質や印刷の色が違う
・ 「譲渡・譲受の欄」の欄は正確ですか?
・ 記載漏れや不自然な理由がある
・ 記載内容とストローの表示が一致していますか?
・ 採取年月日が異なる

③ 注入する精液に、使用制限はありませんか?
・ 実用牛の精液やその受精卵などの中には、契約により、**使用者の同意や使用目的が制限されているもの**があります。この制限に反するものは不正に流通したものである可能性があります。

不正流通を防止するために
・ 精液証明書等(添付されているストローを含みます)は適切に保管しましょう(盗失・廃棄に注意)。
・ 牛の飼育等の理由で使用後に不要となった精液証明書等は、使用済みであることが、外観上利用できるよう、ペンで×をえる(右記の欄)などの廃棄用防止の措置をしましょう。
※譲渡・使用する受精卵についても正しい授精証明書が添付されているかなど同様に注意してください。
※上記により、精液や受精卵の不正流通が疑われる場合はお住まいの都道府県又は地方農政局等にご相談ください。

◆ 獣医師、家畜人工授精師向け資料

獣医師・家畜人工授精師の皆様へ

**不正な精液や受精卵は、
注入・移植・採取しない!**
(法令を遵守し、トラブルを防ぎましょう)

正しい証明書が添付されていない精液や受精卵を譲渡・使用(注入・移植)することは不正な行為です。
畜畜改良増殖法違反、授精証明書、授精師証明書には、正しい情報を記載する必要があります。

これらの事項に抵触する場合は、**畜畜改良増殖法違反**に関わる可能性があります。
詳しい注意点はこちら(裏面)

ご不明な点や不正流通に関する情報等がありましたら、お住まいの都道府県又は地方農政局等に連絡してください。

都道府県	都道府県庁	連絡先
〇〇県	〇〇都〇〇課	000-000-0000 (内線)
〇〇農政局	生産部畜産課	000-000-0000 (直通)

農林水産省

精液・受精卵の使用や受精卵の採取の際には、以下に注意して下さい!

① 注入しようとする精液には、正しい精液証明書が添付されていますか?
② 採取しようとする供体牛の授精証明書には、正しい精液証明書が添付されていますか?

ストローの精液や受精卵を採取する前に必ず授精証明書の原本を確認して下さい!
原本が所有する精液を注入する際、偽造の精液を注入した牛から受精卵を採取する際は、特に注意が必要です!

精液証明書の確認のポイント
・ 既に使用された箇所はありませんか?
・ 授精証明書から削がれた箇所(破れ、剥離の跡)がある
・ 「譲渡・譲受の欄」等が修正で塗りつぶされている
・ 偽造(コピー等)された形跡はありませんか?
・ 他の証明書と紙質や印刷の色が違う
・ 「譲渡・譲受の欄」の欄は正確ですか?
・ 記載漏れや不自然な理由がある
・ 記載内容とストローの表示が一致していますか?
・ 採取年月日が異なる

不正が確認された際の対応
・ 精液証明書の不正が疑われる場合は、精液の精液や体内受精卵の採取を中止してください。
・ 精液の注入や体内受精卵の採取等の後に精液証明書の不正に気がついた場合は、授精証明書や体内受精卵証明書は交付しないください。
・ お住まいの都道府県又は地方農政局等にご相談ください。
※移植しようとする受精卵の授精証明書、体内移植に使用する精液の精液証明書についても同様に注意して下さい。

関連資料

◆ 和牛遺伝資源関連 2 法 Q & A

◆ 和牛遺伝資源関連 2 法に関する通知

◆ 相談窓口



開設場所	連絡先	開設場所	連絡先
農林水産省 畜産局 畜産振興課 家畜遺伝資源管理保護室	代表：03-3502-8111 (内線 4913)	東海農政局 生産部 畜産課	代表：052-201-7271 (内線 2459)
北海道農政事務所 生産経営産業部 生産支援課	代表：011-330-8807 (内線 420・421)	近畿農政局 生産部 畜産課	代表：075-451-9161 (内線 2324)
東北農政局 生産部 畜産課	代表：022-263-1111 (内線 4188)	中国四国農政局 生産部 畜産課	代表：086-224-4511 (内線 2142)
関東農政局 生産部 畜産課	代表：048-600-0600 (内線 3151)	九州農政局 生産部 畜産課	代表：096-211-9111 (内線 4521・4454)
北陸農政局 生産部 畜産課	代表：076-263-2161 (内線 3345)	沖縄総合事務局 農林水産部 生産振興課 畜産振興室	代表：098-866-0031 (直通 098-866-1653)